

## 富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱

### (通 則)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条に基づき、地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この補助金における「組合等」とは、富山県内に事業所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、富山県伝統工芸品産業支援事業費補助金の交付対象となる者を除く。

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (2) 商工組合又は商工組合連合会
- (3) 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- (4) 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する一般社団法人等又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項及び第2項に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- (6) 複数の中小企業者（富山県内に事業所を有するものであって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、組合等を主とするグループ
- (7) 知事が特に認めるその他の団体

### (補助金の交付の目的)

第3条 この補助金の交付は、組合等が行う補助対象事業に要する経費について、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業の人材育成、事業活動の活力強化又は全国的若しくは国際的な事業の展開が図られ、地域産業の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (補助対象事業等)

第4条 この補助金の補助対象事業及び対象者は、別記に掲げるとおりとし、別表に掲げる補助対象経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものを、予算の範囲内において交付する。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

### (交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者は、次の①又は②のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第2による申請書を知事に提出し、その承認を受けること
  - ①申請時の補助対象経費全体の20パーセント以上を変更しようとするとき。
  - ②補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第3による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
  - (3) 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第4による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
  - (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、様式第5による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ること。
  - (5) 額の確定においては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額するものとする。
- 2 知事は、前項1号の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

（実績報告）

- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は会計年度が終了する3月31日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間において会計年度が終了したときは、前項に準ずる報告書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の経理等）

- 第8条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、様式第7により知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第10条 取得財産等のうち、知事が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 補助事業者は、処分を制限された前項の財産の処分を行うときは、あらかじめ、様式第8による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(成果の発表)

第 11 条 知事は、補助事業者が行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者にこれを発表させることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 富山県地域産業活性化事業費補助金交付要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、当該規定による廃止前の交付要綱により交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。ただし、改正後の富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記

### 地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金補助事業

補助事業は、以下のいずれかに該当する事業をいう。

#### 1. 人材育成事業

##### (1) 対象事業

- ①中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等の開催
- ②中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等への派遣
- ③後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- ④若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催
- ⑤人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行なう事業
- ⑥その他地域産業の活性化に寄与する人材育成事業として県知事が適当と認めた事業

##### (2) 対象者 組合等

#### 2. 販路開拓事業

##### (1) 対象事業

- ①展示会の開催又は見本市への参加  
国内外において行なう販路開拓のための展示会等への参加
- ②販路開拓指導等
  - イ 専門コンサルタントの委嘱等により行なう販路開拓に関する調査及び指導
  - ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
  - ハ 品質表示（品質保証表示等を行なう事業を含む。）事業
- ③販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- ④その他地域産業の活性化に寄与する販路開拓事業として県知事が適当と認めた事業

##### (2) 対象者 組合等

別表

地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金

補助対象経費			補助率	上限額
事業区分	経費区分	内容		
人材育成事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金	1/2以内	200万円
	旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、研修旅費		
	事務費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、研修教材等諸費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、借料又は損料、教材費、雑役務費、原稿料、受講料、通訳料、翻訳料		
	委託費	人材育成事業費の一部を委託する経費		
販路開拓事業	謝金	委員謝金、専門家謝金、講師謝金、その他販路開拓に必要な謝金	1/2以内	300万円
	旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、外国旅費		
	事務費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費		
	委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費		

様式第 1

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付申請書

年度において地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金補助事業を実施したいので地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金 円を交付されるよう富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金補助事業計画書  
(別紙 1)
- 2 収支予算書 (別紙 2)
- 3 経費積算内訳 (別紙 3)
- 4 事業スケジュール表 (別紙 4)
- 5 決算書の写し (直近 2 期分)

別紙 1

地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金  
補助事業計画書

1. 補助対象事業

【申請事業に○をして下さい。】

人材育成事業

販路開拓事業

【事業の概要を簡潔にご記入下さい。】

2. 実施計画名「

」

【内容を把握しやすく、なるべく簡潔な題目にして下さい。】

3. 補助事業実施者

- (1) 補助事業実施者
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 電話番号
- (5) 資本金・出資金（千円）
- (6) 設立年月日
- (7) 従業員数

4. 事業概要等

(1) 事業目的

【現状と課題、何を解決するための事業であるのか、その必要性をご記入下さい。】

## (2) 期待される成果及び目標

【どのような成果を目標とするか、成果の適用によりどのように地域産業の活性化への貢献が期待されるのか等を以下の項目に留意してできる限り具体的にご記入下さい。なお、継続事業の場合は、前回の結果を踏まえた成果及び目標を記入下さい。】

- ・ 地域等における新たな産業・雇用の創出効果
- ・ 経済的波及効果、地域の活性化
- ・ 市場創出効果
- ・ 人材育成効果

## (3) 具体的内容

今回行おうとする事業の内容、規模及び方法

【上記事業目的を達成するための具体的方法、アイデア等、検討事項とその方法をご記入下さい。また、どの程度の規模で行うかを記入し、その規模を選んだ理由をご記入下さい。

なお、継続事業の場合は、前回の結果を踏まえ、どのような変更、改善を行うかも記入下さい。】

## (4) 県の補助金交付を受けた実績（過去5年間）

### 5. 事業実施方法

#### (1) 実施体制

- ① 外部委託・委嘱の相手先概要、委託・委嘱内容
- ② 連携（共同研究、提携事業等）の相手先概要、連携内容
- ③ 参加・協力組織の相手先概要、協力内容
- ④ 成果の従業員又は組合員への指導・研修体制



(2) 実施日程（開始予定日～完了予定日）

(3) 実施予定場所

6 . 補助金申請額合計

## 収 支 予 算 書

〈収入〉

(単位：千円)

項 目	予算額	備考
補 助 金		
自己資金		
合 計		

〈支出〉

(単位：千円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	補助金の金額	備考
人材育成事業	謝 金		/	
	旅 費			
	事務費			
	委託費			
	小 計			
販路開拓事業	謝 金		/	
	旅 費			
	事務費			
	委託費			
	小 計			
合 計				

## 経費積算内訳

(単位：千円)

事業区分	経費区分	金額	経費積算内訳	備考
人材育成事業	謝金			
	旅費			
	事務費			
	委託費			
	小計			
販路開拓事業	謝金			
	旅費			
	事務費			
	委託費			
	小計			
合計				



様式第2

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金にかかる補助  
事業の内容（及び経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け富山県指令第 号をもって交付決定の通知があった上記  
の補助事業の内容（及び経費の配分）を下記のとおり変更したいので、富山県地域産  
業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により承  
認を申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更の内容

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金にかかる補助  
事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった  
上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、富山県地域産業人材育  
成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により承認を申請  
します。

記

1. 中止（廃止）する事業名
2. 理由
3. 中止の期間（廃止の時期）

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金にかかる補助  
事業遅延等報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった  
上記の補助事業に係る事故について、富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費  
補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 3 号の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。  
2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を  
記入すること。

様式第 5

取得財産等管理台帳（ 年度）

（単位：円）

区分財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第10条第1項に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。



様式第6

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金に係る補助事業  
実績報告書

年 月 日付け富山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった  
上記の補助事業について、富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付  
要綱第7条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

1. ○○事業実績報告書（別紙1）
2. 収支決算書（別紙2）

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金に関する実績報告書

名 称  
代 表 者  
業 種 名  
住所・TEL  
構成員数

(1) 人材育成事業

① 研修等計画名

② 目的

③ 事業内容

開催日時

研修内容

受講者名

講師名

④ 事業の成果

⑤ 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

委託の具体的内容

(2) 販路開拓事業

① 実施計画名／事業名称

② 目的

③ 事業内容

具体的内容

開催場所

開催期間

委嘱した専門家の氏名及び職業

④ 事業の成果

(見本市や商談会の場合は、下記表も記入)

商談件数	見積依頼件数	成約件数	成約額	左記の主な商品名

⑤ 委託した場合

委託先

委託契約日、委託期間

具体的内容

(注) 1. 事業内容について、報告書等があれば、添付引用して差し支えありません。

## 収 支 決 算 書

〈収入〉

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	差額	備考
補 助 金				
自己資金				
合 計				

〈支出〉

(単位：円)

事業 区分	経費 区分	申請額	補助事業に 要した経費	補助金の 金額	積算内訳	備考
人材育 成事業	謝 金					
	旅 費					
	事務費					
	委託費					
	小 計					
販路開 拓事業	謝 金					
	旅 費					
	事務費					
	委託費					
	小 計					
合 計						

様式第 7

年 月 日

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

富山県地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）                      | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

富山県知事 殿

申請者住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

財産取得の処分承認申請書

年度地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金により取得した財産を、  
下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1. 補助事業名
2. 取得資産の品目及び取得年月日
3. 取得価格及び時価
4. 処分の方法
5. 処分の理由

(注) 補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金  
名、事業名を記入すること。